

特別研修会

中小企業の働き方改革

日時：平成31年2月15日(金) (受付 15:30) 16:00～17:00

場所 万代島ビル 6階会議室

講師 大橋社会保険労務士事務所所長 大橋将人

2017年3月、政府は「働き方改革実行計画」により、長時間労働の是正や、非正規労働者の処遇改善等、9つのテーマで改革の方向性を示しました。そして19年度はいよいよ施行、実践の年となります。中小企業も人事制度等の大幅な見直しが必要となり、対応力が試されるといっても過言ではありません。ご多忙とは存じますが、研修会にご参加いただき今後の会社運営に活かしていただきたくご案内申し上げます。

- ✓ 「働き方改革」とは？
- ✓ 有給の5日付与への対策は？
- ✓ 残業の上限は？
- ✓ 労働時間の記録は、どのようにしなければいけないの？
- ✓ 結局、わが社は何をどこまでやらなきゃいけないの？

参加無料

FAXでお申し込みください **025-281-6281**

参加者ご芳名

(人数に制限はありません。)

御社名



中央会計 税理士
法人

お問合せ：小林 (☎025-281-6271)